

## 地域公共交通網形成計画の送付について ～京都府等及び四日市市が全国で第1号～

平成26年12月19日

総合政策局公共交通政策部交通計画課

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第41号）が平成26年11月20日に施行された後、全国で第1号となる地域公共交通網形成計画について、本日京都府等及び四日市市からそれぞれ国土交通大臣への送付がありましたのでお知らせいたします。

### ○策定主体

「北近畿タンゴ鉄道沿線地域公共交通網形成計画」

京都府、兵庫県、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町、豊岡市

「四日市市地域公共交通網形成計画」

四日市市

○送付された地域公共交通網形成計画の概要は別紙のとおりです。

○両計画には、北近畿タンゴ鉄道及び四日市あすなろう鉄道について、公有民営化等による事業構造の変更を行う鉄道事業再構築事業が位置付けられており、今後、関係地方公共団体と事業者が共同で鉄道事業再構築実施計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請する予定です。

※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第41号）により地域公共交通網形成計画の作成等、地方公共団体が先頭に立って、まちづくりと連携して、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための枠組みが整備されました。

### 問い合わせ先

国土交通省総合政策局公共交通政策部交通計画課 高乗、河村

連絡先 03-5253-8111（代表）内線54703 03-5253-8986（直通）